収入

印紙

［収集運搬用］

産業廃棄物処理委託契約書

 　　　　　　　　 令和　　　年　　　月　　　日

排出事業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、

　収集運搬業者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

　甲の事業場：　　　　　　　　　　　　　　　　から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり契約を締結する。

（法令の遵守）

第１条　甲及び乙は、廃棄物の業務を遂行するに当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令を遵守するものとする。

第２条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

〔産廃〕　　　　　　　　　　　　　 　〔特管〕

許可都道府県・政令市：　　　　　　　　 　許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：　　　　　　　　　　 　許可の有効期限：

 事業区分：　　　 　事業区分：

 産業廃棄物の種類：　　　　　　　　　 　産業廃棄物の種類：

許可の条件：　　　　　　　　　　 　許可の条件：

許可番号：　　　　　　　　　 　許可番号：

2.　委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

　甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類：

数量：

単価：

3.（運搬の最終目的地）

　乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を次の最終目的地に搬入する。

〔産廃〕

氏 名：

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

住 所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

　〔特管〕

氏 名：

（法人場合は、名称及び代表者の氏名）

住　　　　 所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

第３条　乙の事業範囲は前条のとおりであり、乙の事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知し、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

（廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及び適正処理に必要な情報の提供）

第４条　甲が、乙に収集運搬を委託する廃棄物の排出事業場、種類、予定数量及び合計予定金額は、乙に文書にて申告すること。委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を文書に併せて記入する。

２　甲の委託する廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報も、文書に記載すること。

　　また、甲の委託する廃棄物が日本工業規格（JIS C0950）に規定する含有マーク等が付されたものである場合には、甲はその表示に関する事項を記載し、乙に情報提供する。

３　甲は、本条第２項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該廃棄物の引渡しの前に、速やかに変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

（収集運搬料金・消費税・支払い）

第５条　甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の料金を支払う。

2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する料金は、第２条第２項で定める単価（税抜）に基づき算出する。

3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。

4. 料金の額が経済情勢の変化及び第３条第３項等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

（マニフェスト）

第６条　甲は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、Ａ（排出事業者保管）票を除いて乙に交付する。

２　乙は、廃棄物の収集を行うときは、甲の交付担当者の立会いのもと廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

３　乙は、廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要事項を記載し、Ｂ１（収集運搬業者保管）票とＢ２（運搬終了）票を除いて、丙に回付する。

４　乙は、Ｂ２（運搬終了）票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともに、Ｂ１（収集運搬業者保管）票及び丙から送付されるＣ２（処分終了）票を５年間保存する。

５　甲は、乙から送付されたＢ２（運搬終了）票を、Ａ（排出事業者保管）票及び丙から送付されたＤ（処分終了）票及びＥ（最終処分終了）票とともに５年間保存する。

（契約期間及び保存）

第７条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までとする。

なお、双方の合意により、契約終了年月日の１ヶ月前までに互いに契約を解除する旨の通知がない場合は契約が自動的に更新されるものとする。

２　甲及び乙は、契約書及び契約書に添付される書面を契約の終了後５年間保存する。

（義務と責任）

第８条　甲は、乙から要求があった場合は、第４条各項によるもののみならず、収集運搬を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。

２　乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

３　乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストＢ２（運搬終了）票をもって代えることができる。

（業務の調査等）

第９条　甲は、この契約に係る乙の廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

（再委託・義務の譲渡・承継の禁止）

第10条　乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託、義務の譲渡及び承継をしてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託、義務の譲渡及び承継の基準の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（積替保管）

第11条　乙は、甲から委託された廃棄物の積替保管を行ってはならない。

（内容の変更）

第12条　甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変更等がある場合は、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

（機密保持）

第13条　甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

（契約の解除）

第14条　甲又は乙は、この契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又はそれと関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

３　前２項の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物に

ついて、処理が未だに完了していないものがあるときは、甲及び乙は、次の措置を講じなければならない。

（１）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、

当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、同一事業区分の許可

を有する別の者に乙の費用負担をもって行わせなければならない。

ロ 乙が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙

はその旨をあらかじめ甲に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ハ　ロによる通知を受けた場合、甲は、乙から業務を受託した者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。甲は、当該廃棄物の処理完了後、乙に対し、甲が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく甲の債務の相当額との相殺を求めることができる。

（２）甲の義務違反により乙が契約を解除する場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を甲の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は乙の費用負担により甲の事業場に運搬した上で、甲に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

４　乙は、甲が第４条及び第８条１項の規定により提供した情報により、廃棄物の処理を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該廃棄物を引き渡してはならない。

（協議）

第15条　この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名の上、各自保有する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　印